

東海村 雨水貯留タンク設置費補助金 手続きの流れ

※ 設備設置後の申請です。設備設置前の申請はできません。

※ 太陽光発電システムの補助金と併用が可能です。

● 補助対象者

- ① 村内の戸建住宅（店舗等の併用住宅を含む）に雨水貯留タンクを設置した方または村内に所在する雨水貯留タンク付きの戸建住宅を購入した方のうち、申請時に当該補助の対象となる住所を有している方
- ② 雨水貯留タンクの設置場所に住所を有する方
- ③ 村税の滞納がない方
- ④ 設備の設置（購入）が令和2年4月1日以降で、設置（購入）日から6カ月を経過していない方

※ 上記項目に関わらず、以下のいずれかの項目に該当する場合は、補助対象者となりません。

- ① 過去に村から雨水貯留タンクについて補助金の交付を受けている方、またはその方と生計を一にする方
- ② 雨水貯留タンクを増設・付替えをする場合
- ③ 賃貸、販売等営利目的で雨水貯留タンクを設置する場合
- ④ 店舗・事務所を兼ねる住宅のうち、延床面積の2分の1以上が住居に供されていない場合
- ⑤ 法人の場合
- ⑥ 同一建物につき複数の申請をする場合

※ 申請は、建物一棟につき1回限りとなります。二世帯住宅等で雨水貯留タンクを複数設置する場合であっても、それぞれについて個別に申請することはできません。

● 対象となる雨水貯留タンク

- ① 貯留タンクの容量が100リットル以上の製品であること
- ② 一般に販売されている製品であること
※ 自作した設備は対象外となります。
- ③ 未使用品であること
※ 中古品は対象外となります。

※ 対象機器について適合しているか不明の場合は、環境政策課 環境保全担当までご相談ください。

● **補助金額**

設置費用の2分の1（上限30,000円、算出した額に千円未満の端数がある場合は切り捨て。）

※ **申請受付の先着順により、予算額に達し次第終了となります。**

令和2年度の予算額は約10件分となっております。受付可能な残り件数については、村ホームページで随時更新いたします。

※ 設置費用とは、設置に係る全体の費用（消費税含む）で、製品の購入費用や設置工事費用の合計です。

● **補助金申請の流れ**

申請者

雨水貯留タンクの設置完了後及び雨水貯留タンクの設置場所に住民登録後、**設置（購入）日から6ヵ月以内に**以下の提出書類を環境政策課へ提出

※ 東海村役場 環境政策課（行政棟4階）へ直接持参してください。（郵送不可）

提出書類（P.4～6の記入例・見本をご参照下さい）

チェック欄	書類	備考
	東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）	（記入例）
	雨水貯留タンクの設置に係る領収書の写し	・購入年月日及び本体価格・設置に係る経費の明記されたもの ・領収書が複数枚にわたる場合は、すべての領収書の写し （見本①）
	雨水貯留タンクの設置状態を示す写真	住宅及び雨水貯留タンクが写っているもの （見本②）
	雨水貯留タンク設置場所の案内図	建築確認時の案内図、住宅地図、Googleマップなど （見本③）
	申請者本人の村税の納税証明書（未納の村税がないことの証明）	<u>申請時において村税が課税されていない場合は不要</u> （他市町村からの転入等で、固定資産税等の課税もない場合） 【税務課で発行】
	事務代行届（様式第2号）	<u>本人が申請する場合は不要</u>

東海村

東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）

東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付請求書（様式第4号）

}
を送付

※ 申請後、上記書類がお手元に届くまで20日程かかります。

申請者

東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付請求書（様式第4号）を提出

※ お手元に届いてから30日以内にご提出ください。

東海村

補助金交付

請求書を受領後、20日程でご指定いただいた口座にお振込みいたします。通帳の記帳等によりご確認ください。

【申請書記入例】

様式第1号（第6条関係）

（表面）

役場に提出する
ときに記入

年 月 日

東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付申請書

東海村長 様

申請者 住所 **東海村東海3-7-1**
氏名 **東海 太郎**
電話番号 **282-0000**



東海村住宅用環境配慮型設備設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請いたします。また、補助金の審査にあたり、東海村が住民基本台帳を確認することに同意します。

記

交付年度	令和2 年度	
システムの設置場所	東海村 東海村東海3-7-1 住所	
システムの種類	太陽光発電システム・雨水貯留タンク	
	太陽光発電システム	雨水貯留タンク
電力会社と契約を結んだ発電設備出力値	kW	
システムの設置事業費	領収書の合計 金額(税込) 円	59,996 円 <small>(太陽光発電システムのための設置費用)</small>
補助金交付申請額	設置事業費÷2(千円未満切捨) (上限30,000円) 円 <small>(1kWあたり40,000円、上限160,000円)</small>	29,000 円 <small>(雨水貯留タンクのための設置費用) (設置費用の2分の1、上限30,000円)</small>

(注) 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 電力会社との接続契約書、電力受給契約申込書その他の電力会社と受電契約を結んだことを証する書類の写し（発電設備出

